

○ふじみ野市契約規則

平成17年10月1日

規則第60号

改正 平成19年3月30日規則第25号

平成20年9月17日規則第48号

平成21年3月31日規則第9号

平成22年6月17日規則第31号

平成22年11月17日規則第43号

平成22年12月22日規則第48号

平成23年4月1日規則第37号

平成23年6月1日規則第42号

平成23年8月22日規則第54号

平成24年7月11日規則第52号

平成24年10月17日規則第66号

平成25年3月27日規則第22号

平成29年2月28日規則第5号

平成29年8月18日規則第37号

令和元年7月4日規則第4号

(趣旨)

第1条 市の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

(公告)

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合には、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第3条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(入札保証金)

第4条 令第167条の7に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に加わろうとする者の見積もる契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上とする。ただし、インターネットを利用して市が保有する普

通財産及び物品の売却の入札を行うシステム（以下「公有財産売却システム」という。）による入札の場合は、当該入札に係る予定価格の100分の10以上とする。

2 入札保証金は、入札終了後直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部又は全部に充当するものとする。

3 令第167条の7第2項に規定する市長が确实と認める担保は、次のとおりとする。

(1) 国債又は地方債の証券

(2) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券

(3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券

(4) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(5) 銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

(6) 銀行に対する定期預金債権

4 前項第1号から第3号までに掲げる証券及び債券は、無記名式とする。

5 第3項第6号の定期預金債権を徴するときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。

6 入札保証金には、利子を付さない。

（平20規則48・一部改正）

（小切手の現金化等）

第5条 前条第3項第4号の小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、市長は、会計管理者をしてその取立て及び現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合にこれを準用する。

（平19規則25・一部改正）

（担保の価値）

第6条 第4条第3項各号に掲げる担保の価値は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

(1) 第4条第3項第1号から第3号までに掲げる証券又は債券 債権金額、額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）

(2) 第4条第3項第4号から第6号までに掲げる証券又は債権 小切手金額、手形金額又は債権金額

（平29規則5・一部改正）

（入札保証金の納付の特例）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の一部又は全部を納付させないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2箇年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 一般競争入札に参加しようとする者が、ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されているとき。

(4) 指名競争入札に参加しようとする者が、落札後、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長がその必要がないと認めるとき。

2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

（平23規則37・平23規則42・平24規則66・一部改正）

（予定価格の作成）

第8条 市長は、一般競争入札に付する場合には、その事項の価格を当該事項に関する図面、仕様書、設計書等によって予定し、かつ、その予定価格を記載した予定価格書を封書にして、開札の際、これを開札場所に置くものとする。ただし、公有財産売却システムに係る入札の場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、予定価格を事前に公表したときは、予定価格書を封書にし、開札の際、これを開札場所に置くことを要しない。

（平20規則48・一部改正）

（予定価格の決定方法）

第9条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

（最低制限価格の作成）

第10条 市長は、最低制限価格を設ける場合には、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 工事又は製造の請負の契約 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内において市長が定める額

(2) 前号に掲げる契約以外の請負の契約 予定価格の10分の6以上で市長が定める額

(平22規則43・平29規則37・令元規則4・一部改正)

(最低制限価格の決定方法)

第11条 市長は、一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設けるときは、第8条から前条までの規定の例によりその価格を定め、封書にし、開札の際、これを開札場所に置くものとする。

2 前項の場合において、最低制限価格を事前に公表したときは、予定価格書を封書にし、開札の際、これを開札場所に置くことを要しない。

(平24規則66・一部改正)

(最低価格の入札者を落札者としめない場合)

第12条 市長は、令第167条の10第1項の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者と定めたときは、その経過を明らかにした経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存するものとする。

(入札書等の提出)

第13条 市長は、一般競争入札に付する場合においては、入札者から封書した入札書及び入札保証金の領収書を指定の日時までに指定の場所に提出させなければならない。ただし、市長又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により入札をする場合は、指定の場所に提出させることに代えて、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を市長又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることができる。

(平23規則37・一部改正)

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書によるもの。ただし、前条ただし書の場合においては、市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成21年ふじみ野市規則第39号)第2条第2項第1号に規定する電子署名をせず、若しくは当該電子署名に係る同項第2号に規定する電子証明書を添付しないで行われた入札

(2) 金額を訂正した入札書によるもの

(3) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

(4) 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

(5) 入札に参加する資格のない者がしたもの

(6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

(7) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

(8) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(9) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(10) 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの

(平23規則37・平23規則54・平29規則37・一部改正)

(再度公告入札の公告期間)

第15条 市長は、再度公告入札（入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に公告をして行う入札をいう。）に付そうとするときは、当該入札の公告の期間は、第2条ただし書の例によることができる。

(指名競争入札の入札保証金等)

第16条 第4条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準ずる。

(随意契約によることができる予定価格)

第17条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

(2) 財産の買入れ 80万円

(3) 物件の借入れ 40万円

(4) 財産の売払い 30万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額が50万円未満のものにあつては、予定価格の作成を省略することができる。

(平21規則9・一部改正)

(随意契約の手續)

第17条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号に該当するものとして、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、当該契約に係る次に掲げる事項の見通しをあらかじめ公表するものとする。

(1) 契約の名称又は目的

(2) 履行期限又は期間及び履行場所

(3) 契約を締結する時期

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項に規定する場合は、当該契約に係る次に掲げる事項を見積書提出期限の7日前までに公表するものとする。ただし、急を要する場合においては、見積書の提出期限の3日前までに公表するものとする。
- (1) 契約の名称又は目的
 - (2) 履行期限又は期間及び履行場所
 - (3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
 - (4) 見積書の提出期限及び提出方法
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号に該当するものとして、随意契約の方法により契約を締結したときは、当該契約に係る次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。
- (1) 契約の名称又は目的
 - (2) 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 履行期限又は期間及び履行場所
 - (4) 契約を締結した年月日
 - (5) 契約金額
 - (6) 契約の相手方を選定した理由
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 前3項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。
- (1) ふじみ野市公告式条例（平成17年ふじみ野市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
 - (2) ふじみ野市ホームページに掲示する方法
（平21規則9・追加）
（見積書の徴収）

第18条 市長は、随意契約を行う場合においては、原則として2人以上の相手方から見積書を提出させなければならない。

- 2 次に掲げるもののうち見積書を徴することが著しく不相当と認めるときは、品名、数量、価格等を証明する書類をもってこれに代えることができる。
- (1) 災害その他急を要するもの
 - (2) 国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と契約をしようとするもの
 - (3) 単価契約をしているもの
 - (4) 官報、公報、法規の追録、新聞その他これに類するもの
（契約書の作成）

第19条 市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定した

とき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的及びその内容
- (3) 契約金額
- (4) 契約履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (12) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(契約書の省略)

第20条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が50万円を超えないとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約するとき。
- (5) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これらに類する物品を購入するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、随意契約で市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項第1号及び第6号の規定により契約書の作成を省略する場合には、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を相手方から徴するものとする。

(平23規則37・一部改正)

(労働環境の確認)

第20条の2 市長は、別に定める契約に関し、労働環境の確認のための書面を契約の相手方から徴取するものとする。

(平22規則48・追加)

(契約保証金)

第21条 令第167条の16に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付する。

3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において、契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

4 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項に規定する市長が确实と認める担保は、次のとおりとする。

(1) 第4条第3項各号に掲げるもの

(2) 銀行又は市長が确实と認める金融機関の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

5 銀行又は市長が确实と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する額とする。

6 第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条及び第7条（第1項第3号を除く。）の規定は、契約保証金について準用する。

（平24規則66・一部改正）

(契約保証金の納付の特例)

第22条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令により延納が認められる場合において、确实な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が直ちに納付されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であるとき又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負金額が500万円未満で、かつ、契約締結後契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約を締結するとき。

（平23規則54・平24規則52・平29規則5・一部改正）

（契約の解除）

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 正当の事由なく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に際し、当該係員の指揮監督に従わず、又はその職務を妨害したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約事項に違反したとき。

（契約解除の処置）

第24条 前条の規定により契約を解除したときは、市長の選択により請負人又は調達人の費用で、既成部分の取除き又は搬入材料若しくは既納物品の引取りをさせ、又は市長において、相当と認める金額を交付し、これを市の所有とする。

2 前項の規定は、契約が無効又は履行不能となった場合にこれを準用する。

3 前条の契約解除については、市長は、損害賠償を請求することができる。

（延期の承認）

第25条 非常災害その他正当の事由により履行遅延のおそれがあるときは、請負人又は調達人は、直ちにその事由を市長に届け出て、延期の承認を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、その事実を調査し、正当な理由があると認めるときは、相当期間を延長することができる。

（違約金）

第26条 請負人又は調達人は、正当な事由がなく債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合を乗じて計算した金額を、市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（平22規則31・一部改正）

（違約金の控除）

第27条 前条の規定により請負人又は調達人が違約金を指定する期日までに納

付しないときは、市長は、支払代金からこれを控除することができる。

(監督員等の指定)

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項に規定する工事についての監督を行う職員は、市長が指定するものとする。

2 製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての必要な監督又は検査を行う職員は、当該事項を所管する課長（業務の執行を他の課に委任をした場合においては、業務を受任した課長をいう。以下次項において同じ。）が所属職員のうちから指定するものとする。ただし、必要があるときは、関係の課長と協議の上、当該所属職員以外の職員を指定することができる。

3 市長又は前項の課長は、必要があるときは、職員以外の者に前2項の監督又は検査を委託することができる。

(平25規則22・一部改正)

(検査職員の一般的職務)

第29条 法第234条の2第1項の規定により検査に当たる職員（以下「検査職員」という。）は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造既済部分又は物件の既納部分の確認を行うための検査に、これを準用する。

(平25規則22・一部改正)

(監督職員の一般的職務)

第30条 法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事又は製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して、承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立合い、工程の管理、履行途中における工事又は製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第 3 1 条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第 3 2 条 令第 1 6 7 条の 1 5 第 4 項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

(前金払)

第 3 3 条 令附則第 7 条の規定により、土木建築に関する工事及び当該工事に伴う設計又は調査に係る業務に要する経費については、市長が別に定めるところにより前金払をすることができる。

(平 2 9 規則 5 ・ 追加)

(部分払の限度額)

第 3 4 条 契約により工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の 1 0 分の 9、物件の買入れ契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上分離することができる工事又は製造その他についての請負契約における完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

(平 2 9 規則 5 ・ 旧第 3 3 条繰下、平 2 9 規則 3 7 ・ 一部改正)

(その他)

第 3 5 条 この規則に定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 9 規則 5 ・ 旧第 3 4 条繰下 ・ 一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、合併前の上福岡市契約規則（昭和 5 2 年上福岡市規則第 8 号）又は大井町財務規則（昭和 6 0 年大井町規則第 3 号）（以下この項においてこれらを「合併前の規則」という。）の規定に基づいて締結した契約で、当該契約の履行を完了していないものについては、この規則の規定にかかわらず、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成 1 9 年規則第 2 5 号）抄

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年規則第 4 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 1 年規則第 9 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 31 号）

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 43 号）

この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 48 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 42 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 54 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 66 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 22 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のふじみ野市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における最低制限価格の算定から適用し、この規則の施行の前日にこの規則による改正前のふじみ野市契約規則の規定により算定された最低制限価格については、なお従前の例による。